



厚生労働省は 2019 年から新たな評価制度となる介護事業所を対象とした「優良認証制度」を始めることを明らかにした。この制度は、職場環境の改善や人材育成などに取り組んでいる介護事業所を評価認証する制度で、京都府の「きょうと福祉人材育成認証制度」をモデルとしている。この制度はすでに青森県、高知県、神奈川県などが自治体を中心に活動を始め多くの介護事業所が優良認証を取得している。

厚生労働省は2019年4月1日「優良介護認証制度」の評価基準を公表。都道府県はこの基準を参考に各地域で取り組みが始まる予定。

【評価基準】

- 1.労働環境処遇改善
- 2.新規採用者の育成体制
- 3.キャリアパス人材育成(キャリアパス制度)
- 4.その他
 - ・事業所の運営方針公表
 - ・関係法令の遵守
 - ・サービスの質向上の取り組みなど

前回の Aoi TOPIX でも述べたように近い将来、介護処遇改善加算は介護事業所が取り組む職場環境改善やキャリアパスの「見える化」へ向けた取り組みなどをストラクチャー、プロセス、アウトカム評価に切り替え段階的に報酬として支給されるだろう。

「優良認証制度」へ向けた取り組みを行うには、外部機関である「介護労働安定所センター」や「グッジョブおきなわ」などへ相談し、地域の自治体と連携を図りながら進める必要がある。特に新加算(特定介護処遇改善加算)は、事業所の職位階層や職務規程などの制度設計を充実させないまま取得すると、事業所内で働く職員の不安や不満の原因にな

京都府の「見える化」取り組み

京都府は急速に拡大・成長する福祉業界の人材確保を喫緊の重点課題を捉え、介護事業所の「キャリアパスが見えない」などといった理由で、学生をはじめとした若者がなかなか福祉の業界を選ばない現状を改善するため、福祉業界が若者にとって安心して働ける業界であることを示すために、「きょうと福祉人材育成認証制度」を創設。

認定基準

- 1.新人教育が充実しているか？
- 2.未来を描ける職場か？
- 3.社員を大切にできる職場か？
- 4.外部との交流に積極的か？

※詳細は「きょうと福祉人材育成認証制度の概要」を確認して下さい。

URL:

<https://kyoto294.net/welfare/seido/>

ることが懸念されている。

したがって多くの介護事業所は、政府がキャリアパスを求め理由を再度考え、その先にある大きな課題に向けて取り組む必要がある。

沖縄県内でも自治体を中心となり「優良認証制度」へ向けた具体的なアクションが始まることを期待している。

新加算(特定処遇改善加算)の Q&A が 4 月 12 日厚生労働省老健局老人保健課より公表された。

勤続 10 年については、勤続年数を計算するにあたり、同一法人のみだけでなく、他法人や医療機関等での経験等も通算することができ、さらに既に事業所内で設けられている能力評価や等級システムを活用するなど、10 年以上の勤続年数を有しない者であっても業務や技能等を勘案して対象とするなど、各事業所の裁量により柔軟に設定可能であったとした。また、職場環境等要件については、これまで介護職員処遇改善加算を算定するに当たって実施してきた取組をもって、本要件を満たす場合、これまでの取組に加えて新たな取組を行うことまでを求めていないと明示した。この他、加算の配分対象と配分ルールに関する改善額の計算や範囲、申請に係る法人単位の取扱いなどが整理されている。

各都道府県知事等への届出については、特定加算を取得する年度の前年度の2月末日(2019 年度にあつては8月末日)までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出。

以上のことから8月の届け出までに、リーダー級の資格や経験・技術の要件を明確に示す職位資格等級制度や賃金制度を整える必要があると思われ、示されたQ&Aを参考に制度を整え職員へ向けた説明会を実施し周知することが必要になるだろう。

Q&A最新情報

URL <https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2019/04151130459/ksvol719.pdf>

新加算の Q&A

厚労省は4月12日、10月に控えた2019年度介護報酬改定に係るQ&A Vol.1 を公表した。今回の Q&A では、新設される介護職員等特定処遇改善加算の疑義が15問整理されたとともに、加算に係る職場環境等要件の詳細や事務処理手順及び処遇改善計画書などの届出様式が提示された。疑義では、特定処遇改善加算は「現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること」「介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること」「介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること」をいずれも満たす事業所が取得できることから、勤続10年以上の介護福祉士がいなくても取得可能であると明示した。

発行者: 渡嘉敷 忠

Mail: aoi.mkikaku@a.email.ne.jp

TEL: 080-9851-1569